鹿児島県公報

平成24年6月8日(金)第2810号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 2

(森づくり推進課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 4

(介護福祉課取扱い) 4

(障害福祉課取扱い) 4

(大島支庁取扱い) 5

ページ

○保安林の指定予定

○保安林の指定施業要件の変更予定(4件)

○保安林の指定予定に係る通知の掲示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(2件)

告

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

監査委員公表

示

○住民監査請求に係る監査結果の公表

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習(新規·追加取得講習)実施公告

(生活安全企画課取扱い)11 (生活安全企画課取扱い)13

(監査委員事務局取扱い) 5

○警備業貴重品運搬警備業務1級検定実施公告

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定(2件)

(収用委員会取扱い) 15

奄美大島海区漁業調整委員会指示

○ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示(奄美大島海区漁業調整委員会取扱い)19

E i

○鹿児島県公報2790号の2 (平成24年3月30日付け)の一部訂正

(道路維持課取扱い) 20

告示

鹿児島県告示第705号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所 奄美市名瀬大字朝仁字加勇田605番9,605番44

2 指定の目的土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第706号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡錦江町田代川原字白桃前谷3937番1,田代麓字石ノワタセ3694番,字中久保3761番 から3763番まで、3763番乙

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第707号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
 - 垂水市新城字溜池3955番1,3956番

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第708号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡錦江町田代川原字平原1902番, 1902番1, 1906番, 1907番1, 字池ノ迫1911番1, 1917番1,1924番2,字炭床岩渕2016番,2018番1,2018番7,字大塚4179番2,字猪鹿倉 6522番3, 田代麓字堀ノ瀬戸1033番3, 1034番2, 1035番2, 1037番2, 字森木ヶ迫2614番 1,2614番2,字三本松5626番

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第709号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡錦江町神川字向平83番3,字宇都ノ前91番,田代川原字辺志切2259番,2264番, 2266番1,2274番1,2283番,字坂元3316番,字原沢4594番1,田代麓字前尾4441番口

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第710号

平成24年4月20日鹿児島県告示第554号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る 通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定によ り、その通知の内容を長島町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名 横山浩郁,横山浩哉
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林予定森林の所在場所 出水郡長島町獅子島字前田2365番
 - (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

鹿児島県告示第711号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所			北 安 左 日	サービス		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	の種類
デイサービスふ	指宿市十二町76	株式会社藤香苑	指宿市十二町	永吉 広美	平成24年	通所介護
じの香	番地1		340番地 5		6月1日	
リハビリ型デイ	指宿市山川成川	ほうゆう株式会	指宿市開聞川尻	原田 美佐	平成24年	通所介護
サービスほうゆ	8 - 5	社	5613 — 1		6月1日	
う						
リハビリ型デイ	霧島市国分新町	株式会社メイク	霧島市国分新町	小玉佳代子	平成24年	通所介護
サービスサンテ	966番地 1	イット	966番地 1		6月1日	
きりしま						

鹿児島県告示第712号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	日 日	の種類
デイサービスふ	指宿市十二町76	株式会社藤香苑	指宿市十二町	永吉 広美	平成24年	介護予防
じの香	番地1		340番地 5		6月1日	通所介護
リハビリ型デイ	指宿市山川成川	ほうゆう株式会	指宿市開聞川尻	原田 美佐	平成24年	介護予防
サービスほうゆ	8 - 5	社	5613 - 1		6月1日	通所介護
う						
リハビリ型デイ	霧島市国分新町	株式会社メイク	霧島市国分新町	小玉佳代子	平成24年	介護予防
サービスサンテ	966番地 1	イット	966番地 1		6月1日	通所介護
きりしま						

鹿児島県告示第713号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により,次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

	指定年月	自立支援医療		
名	称	所 在 地	日	の種類
奄美中央病院		奄美市名瀬長浜町16番5号	平成24年	育成医療・更
			6月1日	生医療

鹿児島県告示第714号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により,次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

	薬	局	指定年月	自立支援医療
名	称	所 在 地	日	の種類
原薬局金峰店		南さつま市金峰町尾下2745番	平成24年	育成医療・更
		地 1	6月1日	生医療
指宿市民薬局		指宿市十二町4141-1	平成24年	育成医療・更
			6月1日	生医療・精神
				通院医療

大島支庁告示第22号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により,次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年6月8日

大島支庁長 伊喜功

事業所			14 夕 左 日	障害福祉		
D ₹h	所 在 地	2 th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 住 地	名 称	所在地	名	日	の種類
ヘルパーステー	大島郡徳之島町	特定非営利活動	大島郡徳之島町	春山 和也	平成24年	居宅介護
ションジパング	亀津7183番地	法人ジパング	亀津4941番地		5月1日	重度訪
						問介護

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により、平成24年4月11日付けをもって、下記請求人から提出された「鹿児島県職員措置請求書」について、同条第4項の規定により監査した結果を、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

鹿児島県監査委員弓指博昭同橋口和博同堀之内芳平同二牟礼正博

(請求人)

鹿児島市本名町524番地10 吉原眞由美

- 第1 監査の請求
 - 1 請求の受理

本請求は、平成24年4月11日に収受し、同日をもって受理した。

- 2 請求の要旨(原文のまま。ただし、別紙事実証明書は省略した。)
 - (1) 請求書に記載された請求の要旨

伊藤祐一郎鹿児島県知事は、開始時点は不明であるが、2012年4月10日現在までの間、私企業の集まりであり、「任意団体」だと自称する鹿児島県政記者室・青潮会に対して、県庁舎3階フロアの一角を、行政財産の使用許可を与えることもなく、賃料、光熱水費の徴収もないまま、271.38平方メートルの部屋および備品の使用をさせ続けている。

県庁舎フロア使用は、公用財産の使用にほかならず、しかるべき使用申請と、それに 対する許可が必要である。

たとえば鹿児島県職員生活協同組合のような団体であっても、使用許可を受け、賃料を収めている。また、鹿児島県農産物加工推進懇話会のような、使用面積10平方メートル未満で賃料無料の場合であっても、使用許可を得たうえで使用し、光熱水費を納めている。

青潮会は、鹿児島県とは独立した任意団体だというのが青潮会の見解である。

そうだとすれば、そのような団体に対して、使用許可も賃料徴収もすることなく、公 用財産を使用させることは不当である。

青潮会に対して、賃料も光熱水費も徴収しないまま記者室を使用させ続けることは、本来であれば県とは独立した任意団体に対して県が行うべき使用許可と賃料・光熱水費の徴収を行っていれば得べかりし金銭を、県が失い続けることを意味する。

県に生じてきた、そして生じ続ける損害は、すなわち、青潮会の使用する271.38平米の県庁舎フロア使用料と光熱水費である。

以上の理由より、行為の是正と合理的範囲での損害補填を求める。

「行政財産の目的内使用」だという理由で、使用許可も賃料も不要だというのであれば、県による使用と同義と考えられる。もし、県による使用と異なるのであれば、青潮会による使用と例示したような他の任意団体等の行う使用との違い、県による使用と青潮会との差異の有無と有るならばその内容、根拠となる仕組み・条例などの説明をお願いしたい。

(2) 平成24年4月17日に提出された趣旨理由追加

青潮会は、代表者もなく、責任者も明確ではない任意団体である。そのような任意団体が、県の事務・事業の遂行を、事務委託の根拠法令も制度もないまま、県の事務・事業の遂行という認識もないまま行為し、公用財産を使用許可なく賃料無料で使用することを放置することは、不当である。

仮に、青潮会が「県の広報活動の一環」として県の事務・事業を県に代わって行うことを、県としては相当だと認めているとしても、青潮会は「県の広報活動の一環」を超えた事務を行っている。

具体的には、青潮会は県知事の県庁舎での記者会見を主催し、会見に参加する者を青潮会加盟社に限り、他の者の参入を阻止し、質問権も剥奪している。これは、青潮会に加盟しない者の取材の自由を侵害し、会見場での取材の機会を断つことで非加盟者の報道を阻止している。これにより、情報の受け手である県民の知る権利をも侵害している。

このような行為を、代表者も責任の所在も不明な任意団体である青潮会に、法令の根拠も授権する行為内容も不明確なまま行わせ、公用財産を使用許可・賃料徴収もせずに使用させることは、県民の知る権利を奪い、県が得ることができるはずの賃料や光熱水費も失い続けるものであり、不当・違法である。青潮会は、記者会見参加や参加方法を制限することで表現の自由・取材の自由、県民の知る権利を侵害している。同時に、青潮会加盟社には質問権を認める一方、合理的理由なく非加盟参加者の質問権を奪うことは、憲法14条の平等原則にも反する。このような事務は、県の「広報の一環」としての事務・事業からは逸脱していると考えられる。そのような行為をする任意団体が使用許可なく公用財産を使用することは、違法・不当である。以上の理由を、追加する。

3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(原文 のまま。ただし、追加証明書類は省略した。)

青潮会は、代表者も責任者もない任意団体である。この点に争いはない。

今回の請求で問題となるのは、通常の監査請求のような、県の行為や支出自体の違法ではない。本件の特殊性から、外部監査が必要不可欠だということを以下に説明する。

つまり、県の監査委員の公正な判断についてを問題にしているのではなく、事柄の特殊性と、内部の監査委員による場合には萎縮効果が危惧されるため、外部監査が必要不可欠だということである。

本件は、通常の監査請求とは異なり、県としては県の事務を行っていると考えている青潮会という任意団体の性質、それが行う行為をどのようなものだと考えるのかが、結論を 左右する最大のポイントとなる点に特殊性がある。

県が県庁舎の一角を広報事業・事務を行うために使用することは十分に考えられることである。問題は、それを行う団体が、代表者も責任者もない任意団体であり、その任意団体が行う行為内容について具体的な規定も授権もないまま実際には県の広報の一環の範囲を越えて行われている事実をどのように評価するかである。

県としては、県の広報活動の一環としての事業を青潮会に行わせたいという

意図を持っ

ており、実際にその見解を表明し、それを前提に青潮会に対して記者室を用意している。 したがって、県の監査委員がこの見解を変えることは難しい。県が広報事務の一環を担わ せようとする前提となる見解だからである。

しかし、青潮会という、代表者も責任の所在も明らかでない任意団体は、「県の広報の一環」として県の事務・事業を行うという認識を持たず、それを越える行為を行っている。 (別添追加証明書類参照。)このような任意団体に、根拠法令や制度もないまま県庁舎という公用財産を使用許可なく使用させていることが、問題となっている。

言い換えれば、住民監査請求の結論を左右するのは、青潮会という団体の性質、その団体の行う行為が実際のところはどのようなものと考えるか、である。

県が記者室に期待してすでに表明している見解を変えることが難しいことから、県に設置された監査委員による監査ではなく、第三者である外部監査委員が、青潮会という任意団体の性質、そこでの行為をどのように評価するか、県の記者室設置の前提となる見解からは離れて実際の使われ方と当事者の認識を客観的に判断することが必要不可欠である。

また、県の監査委員4名のうち2名は県議会議員である。議員は、選挙の際、マスコミによる報道で多大な影響を受ける。記者室・青潮会の性質やその行為について、議員である監査委員が一定の評価を行うことで、議員自身が選挙の際に不利な報道をされかねないという萎縮効果が働くおそれが大きい。このような萎縮効果を避けるためにも、第三者である外部監査委員による監査が必要不可欠であるため、個別外部監査契約に基づく監査を求める。

第2 監査の実施

1 知事に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由(個別外部監査 を相当としない理由)

請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件は、県庁舎という行政財産の使用に関するものであり、その妥当性等についての判断を行うに当たって、特に外部監査人による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査を実施することが相当であるとは認められない。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成24年5月23日に証拠の提出及び 陳述の機会を設定したところ、上記第1の2請求の要旨に沿った陳述がなされた。

3 監査の対象

請求の要旨から,次の事項を監査の対象とした。

- (1) 青潮会による県政記者室の使用に関し、目的外使用許可をしないことは、財産の管理を怠る事実に当たるか。
- (2) 県政記者室の使用に係る賃料若しくは使用料(以下単に「使用料」という。)又は光熱水費を徴収しないことは、財産の管理を怠る事実に当たるか。
- 4 監査の対象機関

監査は、知事公室広報課(以下「広報課」という。)を対象として実施した。

5 関係人調査の対象機関

関係人調査は、出納局管財課及び総務部財政課財産活用対策室を対象として実施した。

第3 監査の結果

1 広報課の広報活動について

広報課が実施している広報活動の概要は次のとおりである。

- (1) 活字媒体(広報紙,広報誌,新聞)によるもの
 - 例 県政かわら版,グラフかごしま,かごしまインフォメーション
- (2) 電波媒体 (テレビ, ラジオ) によるもの 例 県政広報番組
- (3) 電子媒体によるもの

例 県ホームページ,かごしまモバイル県庁,ツイッター

(4) マスコミを通じた情報提供活動いわゆるパブリシティ活動によるもの

例 記者会見, 記者発表, 資料提供等

(5) その他

例 広報写真・映像,県政広報コーナー等

- 2 県政記者室について
 - (1) 設置目的等

鹿児島県(以下「県」という。)は、次に掲げる理由により、パブリシティ活動を積極的に実施しており、県の広報活動の一環として、県の施策、行事等の情報を、報道機関を通じて県民に迅速かつ広域的に周知を図るため、県庁舎(行政庁舎)の3階に県政記者室を設置し、広報課が管理している。

ア 速報性, 同時性, 広域性及び客観性というマスコミの特徴を活用することで, 大きな PR 効果が得られる。

イ 費用が不要である。 (報道記事を広告費用として換算すると極めて多額になる。) ウ マスコミがニュース又は記事として報道するため,信頼度や説得力が高い。

(2) 県政記者室の利用状況

県政記者室は、県及び県関係団体、県以外の行政機関及びその関係団体、民間企業、 民間団体等が記者発表等を行う共用部分、広報課資料室並びに青潮会会員が占用する部 分とに分かれている。

平成23年度の利用実績は、記者会見が約200回(県関係が約60回、国関係が約40回及び市町村、民間企業等関係が約100回)であり、マスコミへの資料提供は約4,300件(県関係からの提供が約2,400件、国関係からの提供が約300件及び市町村、民間企業等関係からの提供が約1,600件)であった。

(3) 広報アシスタントについて

県政記者室には、県政広報活動に関する業務を円滑に行うため、県の非常勤職員である広報アシスタントが配置されており、次に掲げる業務に従事している。

- ア 県政記者室の受付
- イ 報道機関への報道資料・情報の提供
- ウ 報道機関との連絡調整
- エ 県庁内の週間・月間行事予定表の作成・配布
- オ 県広報誌「グラフかごしま」の編集
- カ その他上記業務に関し、所属長が特に指示する業務
- 3 青潮会について
- (1) 組織等について

青潮会とは,広報課が同会規約を閲覧したところによると,次のような任意団体であり,その運営に県は特段関与していない。

ア 目的 自由な報道の権利を守ること。

イ 構成 日本新聞協会又は日本民間放送連盟に加盟し、かつ、県内に本支社、総支局 を置く日刊新聞社、通信社、放送局等の記者で構成する自主的な組織であり、会員は 県政関係を取材する者とされており、現在14社の記者が加盟している。

- ウ 幹事 輪番制(任期3箇月)で幹事2社を設置
- エ 意思決定 総会の議決による。
- (2) 県の広報活動との関係について

県の情報を積極的に提供し、説明責任を果たすため、県政記者室とは別の記者会見室 において、定例知事記者会見を原則月2回、青潮会主催で開催している。

また、県は、県の施策や行事等の情報を、県政記者室に常駐する青潮会会員を通じて、 県民に迅速かつ広域的に周知を図るため、部課長等による記者発表等や資料提供を随時 行っている。

(3) 県政記者室の利用について

青潮会会員は、県政記者室の共用部分において、記者会見での取材、提供資料の受領等を行うほか、各報道機関用の机・椅子、内線電話等の備品が備え付けられた占用部分において、県政に関する取材活動及びその整理、記事の作成等を行っている。広報課は、

この占用部分の利用を, 青潮会会員に限定している。

広報課は、県政記者室で行われる記者発表や提供資料の内容などについては常に把握 するとともに、新聞、テレビにおける県政関連の記事、番組等を通じ、青潮会の会員が、 県政記者室の占用部分を県の広報活動に関連する活動に利用していると認識している。

(4) 使用料等について

県は、青潮会会員から県政記者室の使用料及び光熱水費、広報アシスタントの報酬相 当額等の徴収は行っていない。

ただし、県政記者室の共用部分に県が設置した複写機の青潮会会員の利用に係る利用 料及び青潮会会員が県政記者室の占用部分に設置した電話及びFAXの利用料は、各青 潮会会員が負担している。

(5) 他都道府県の状況について

記者室を設置している46都道府県のうち、45都道府県は行政財産の目的内使用と位置 付けており, 使用許可は行っていない。

また、記者室の使用料を徴収している都道府県はないが、光熱水費等については、5 都道府県が徴収している。

監査対象機関の説明

(1) 使用許可を与えていないことについて

県政記者室は、県の施策や行事等の情報を、報道機関を通じて県民に迅速かつ広域的 に周知を図るため,県の広報活動の一環として設置しているものであり,その使途は行 政財産の目的内使用と位置付けており、目的外使用には当たらず、目的外使用許可は必 要ない。

なお,この点に関しては,平成4年の京都地方裁判所の判例でも目的内使用に当たる との判断が示されている。

(2) 使用料及び光熱水費等を徴収していないことについて

上記のとおり、行政財産の目的内使用であり、使用料は徴収していない。

光熱水費については、全国でも徴収していない県が大多数である状況を踏まえ、本県 においても負担を求めていない。なお、今後とも他県の状況等については、適宜把握し

広報アシスタントは、報道機関への報道資料・情報の提供、広報誌の編集、県庁内の 行事取りまとめ等の県政広報活動に関する業務を円滑に行うために県が雇用しているも のであることから、その報酬は当然に県が負担するものである。

- (3) 使用許可を受けて県庁舎を使用している団体との違いについて 県政記者室の利用については、行政財産の目的内使用と位置付けており、その他の使 用許可を得ている任意団体等との比較は行っていない。
- (4) 県政記者室の一部の利用を青潮会会員に限っていることについて 県政記者室の面積的制約から、共用部分を除き、何人でも利用可能とすることは物理 的に困難であることから、専ら県政に関する取材を継続的に行い、県民に迅速かつ広域 的に周知を図ることが最も期待できる青潮会会員に限定して提供・使用させている。
- (5) 定例知事記者会見への参加制限について

定例知事記者会見は、青潮会の主催であり、同会の規約によれば、定例知事記者会見 へ参加を希望する青潮会会員以外の記者は、青潮会に対し、参加申請をし、参加が認め られれば、質問権を有しないオブザーバーとして参加できるとのことである。

県としては、定例知事記者会見をパブリシティ活動の一環と捉えているが、一定の限 られた時間の中で、知事との質疑応答を通じて、県政全般にわたり、県民に情報提供す る必要があることから、参加者や参加方法について一定の制約が設けられていることに ついては、やむを得ないものと考えている。また、記者会見室の広さや、保安上の観点 からも一定の制限は必要であると考えている。

なお、定例知事記者会見の模様については、ライブ配信や会見録・動画のホームペー ジ掲載などを行い,会見の模様を広く県民に知らせる工夫もしている。そのほか,「知 事へのたより」等を活用して県民の意見、問合わせ等に対応する制度も講じている。

- 5 関係人(財政課財産活用対策室及び管財課)の説明
- (1) 行政庁舎の用途等について

県政記者室がある行政庁舎は、公用財産であり、その用途は本庁舎である。

公用財産とは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする行政財産とされている。

行政財産の管理は知事の権限とされ、行政庁舎の財産管理者は、出納局長である。

(2) 使用許可等の状況について

県政記者室については、行政財産の目的外使用許可の申請及び許可はなされていない。 行政財産の目的内使用については、その使用許可等について法令上の規定はない。各 課等がその業務内容により判断することであり、本件については、広報課の判断による。

第4 請求人の主張に対する検討

請求人は、県庁舎フロア使用は、公用財産の使用にほかならず、しかるべき使用申請と それに対する許可が必要であり、行政財産の使用許可を与えることもなく、また、使用料 及び光熱水費も徴収することなく公用財産を使用させることは不当である旨主張する。

1 使用許可を与えることなく県政記者室を使用させていることについて

法第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実に限られるものであり、これらの行為又は事実は、いずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

ここでいう「財産の管理を怠る事実」として住民監査請求の対象となるのは、怠っているとされる行為が当該普通地方公共団体の財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実とされ(平成2年4月12日最高裁判決)、仮に、間接的に当該普通地方公共団体の財産の財産的価値に影響を与える場合であっても、住民監査請求の対象とならないと解されている。

これを踏まえて、まず、請求人の主張のうち県政記者室の使用許可に係る部分について 検討する。

上記監査の結果によれば、県は、その広報活動の一環として、県政記者室を設置し、青潮会会員に提供・使用させているもので、これは、県の広報行政担当者としての知事及びその補助機関の判断により、行政財産である行政庁舎を、県の事務又は事業の執行という本来の目的に沿って使用しているものであることから、県庁舎の目的内の使用に当たり、県庁舎の建物としての財産的価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらないと解するのが相当である。

そうすると,請求人の主張のうち県政記者室の使用許可に係る部分は,基本的には,住 民監査請求の対象とならないというほかない。

もっとも、県政記者室の利用の実態等が、県政の広報活動の見地からみて、明らかに違法又は広報行政担当者の裁量の範囲を超えたものであれば、監査の対象となり得ると解されるが、上記監査結果のとおり、県政記者室の利用状況等には、明らかな違法又は裁量権の濫用は認められない。

2 取材の自由、知る権利等の侵害について

請求人は、仮に、青潮会が「県の広報活動の一環」として県の事務・事業を県に代わって行うことを県としては相当だと認めているとしても、青潮会はその主催する定例知事記者会見において青潮会加盟社以外の取材の機会を奪い、これにより県民の知る権利をも侵害している旨を主張し、このような団体が公用財産を使用することは違法・不当であると主張する。

しかし、定例知事記者会見について、限られた会見の時間、会場の面積等を踏まえ、参加者や参加方法について一定の制約が設けられていることについてはやむを得ないとする広報行政担当者としての考え方は首肯できるものである。また、記者会見の模様はライブ配信や動画の県ホームページ掲載等により県民へ情報提供の手段が講じられ、さらに、県

民の意見や問合わせに対応するため「知事へのたより」等の制度も講じられていることな どを併せて考えると、青潮会会員に記者室を提供・使用させていることに、明らかな違法 又は裁量権の濫用は認められない。

3 使用料及び光熱水費を徴収しないことについて

請求人は、使用料及び光熱水費を徴収することなく、公用財産を使用させることは不当 であるとして、合理的な範囲での損害補塡を求めている。

しかし、1で判断したように、県政記者室の使用は、県自身が公用に供する行政財産の 目的内の使用である以上、県に使用料及び光熱水費相当の損害が発生する理由はない。

したがって、使用料及び光熱水費を徴収しないことを不当とする請求人の主張は当たら ない。

第5 判断

監査の結果は上記のとおりであり、青潮会に対し、県政記者室を許可なく使用させ使用 料及び光熱水費の徴収をしないことは、法第242条第1項にいう違法又は不当に財産の管 理を怠る事実に該当しないことから、請求人の措置請求には理由がない。

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警 備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機 械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講 習規則」という。) 第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責 任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成24年6月8日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 講習に係る警備業務の区分
 - 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習

平成24年9月10日(月)から同月14日(金)まで(講習時間は、午前8時30分から午後 5 時まで)

(2) 追加取得講習

平成24年9月13日(木)及び同月14日(金)(講習時間は、午前8時30分から午後5時 まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習

受講申込日において, 次のいずれかの条件に該当するもの

- 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「2号」という。)の警備業務に従事した期 間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規 |則」という。) 第4条に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。) に係る法第23 条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国 家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級 の検定(2号に係るものに限る。)に合格した者

- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

受講申込日において,2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員
 - (1) 新規取得講習

25人 (原則として,受付先着順とする。)

(2) 追加取得講習

5人(原則として,受付先着順とする。)

- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付期間等

ア 期間

平成24年7月10日(火)から同月20日(金)まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。) 1通

- イ 新規取得講習
 - (ア) 4(1)アに該当する者
 - a 2号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通
 - b 履歴書 1通
 - (イ) 4(1)イに該当する者
 - 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - (ウ) 4(1)ウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

- b 警備業務従事証明書 1 通
- (エ) 4(1)エに該当する者
 - 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4(1)オに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4(2)イに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (ウ) 4(2)ウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (エ) 4(2)エに該当する者
 - 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4(2)オに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法

受講者本人による申込み(受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。)

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書 に貼り付けて提出すること。

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話099-206-0110 内線3014・3018)又は一般社団法人鹿児島県警備業協会(電話099-224-4490)に行うこと。

警備業貴重品運搬警備業務1級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年6月8日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分 貴重品運搬警備業務1級
- 2 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時

平成24年9月8日(土)午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部(鹿児島市鴨池新町10番1号)

(3) 受検定員

30人(宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で、県内の営業所に属しているもの のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」 という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として,都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けた者
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 運搬中の現金, 貴金属, 有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合にお ける応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア期間

平成24年7月31日 (火) から同年8月10日 (金) まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出書類
 - ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書(以下「検定申請書」という。) 1通
 - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。)
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。)
 - オ 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた 後,貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3(l)に 該当する場合に限る。)

- カ 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3(2)に該当する場合に限 る。)
- (3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備 員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又 は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請(受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めな (()

検定手数料

16,000円(16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。) なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、 実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点 で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては,筆記用具,室内用運動靴及び雨着(雨天時のみ)を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話099-206 -0110 内線3014・3018) に行うこと。

収用委員会告示

鹿児島県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとお り決定した。

平成24年6月8日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称 鹿児島市
- 2 事業の種類

鹿児島都市計画道路事業3・4・90号宇宿広木線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在,地番,地目及び地積等

土地の所在 地番		地	目	全体の地積(m²)		収用しようとする	
工地切別在	地 笛	公簿	現況	公 簿	実 測	土地の面積(m²)	
鹿児島県鹿児島	5356番 1	原野	山林	115	5, 552, 74	0 600 60	
市田上町	5356番口	畑	山林	608	5, 552. 74	2, 623. 62	

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 - (1) 5356番1の土地所有者及び氏名

登記名義人 内村チョ(持分2分の1) 法定相続人

真栄城玄昌(持分不明)

福岡県北九州市八幡東区枝光四丁目1番27号(C101号)

小谷弘子(持分不明)

福岡県大野城市筒井二丁目9番34号

内村千惠子(持分不明)

福岡県大野城市つつじケ丘二丁目19番10号

内村克巳 (持分不明)

福岡県大野城市つつじケ丘二丁目19番10号

内村大介(持分不明)

福岡県糟屋郡志免町桜丘三丁目32番5号

内村勝生(持分不明)

千葉県千葉市緑区おゆみ野三丁目28番地1オーシャンビュー弐番館601号

内村孝生(持分不明)

福岡県春日市宝町一丁目1番地1春日パークハイツ303号

内村忠生(持分不明)

愛知県名古屋市港区高木町一丁目10番地の2

内村正見 (持分不明)

行方不明

山下フミ子 (持分不明)

鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目56番3号

﨑田シゲ子 (持分不明)

大阪府堺市北区新金岡町四丁6番16-205号

坂口ヨシ (持分不明)

鹿児島県いちき串木野市本浜町1番地

内村忠勝(持分不明)

鹿児島県鹿児島市城山一丁目16番11号

不明

ただし

登記名義人 三枝榮藏(持分2分の1) 法定相続人

三枝小代子(持分42分の1)

鹿児島県鹿児島市中町8番9号(サイノビル401号)

三枝修(持分42分の1)

愛知県岡崎市真伝一丁目1番地5

新川ミツ子 (持分42分の2)

鹿児島県曽於郡大崎町永吉711番地

上記成年後見人

新川久美子

鹿児島県曽於郡大崎町永吉711番地

小原慶喜(持分42分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原喜美夫(持分420分の12)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原直(持分420分の12)

福岡県糟屋郡新宮町大字下府411番地4

三枝榮一(持分420分の34)

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

三枝茂 (持分420分の34)

愛知県豊田市美里五丁目16番地の11

三枝高(持分420分の34)

東京都練馬区豊玉中一丁目5番9号

脇都子(持分420分の34)

愛知県豊田市西田町大風9番地3

又は

三枝榮一(持分2分の1)

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

(2) 5356番ロの土地所有者及び氏名

登記名義人 三枝シヅ(持分21分の7) 法定相続人

小原喜美夫(持分30分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原直(持分30分の1)

福岡県糟屋郡新宮町大字下府411番地4

三枝榮一(持分15分の1)

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

三枝茂(持分15分の1)

愛知県豊田市美里五丁目16番地の11

三枝高(持分15分の1)

東京都練馬区豊玉中一丁目5番9号

脇都子(持分15分の1)

愛知県豊田市西田町大風9番地3

登記名義人 三枝實(持分21分の2) 法定相続人

三枝小代子(持分21分の1)

鹿児島県鹿児島市中町8番9号(サイノビル401号)

三枝修(持分21分の1)

愛知県岡崎市真伝一丁目1番地5

登記名義人 新川ミツ子 (持分21分の2)

鹿児島県曽於郡大崎町永吉711番地

上記成年後見人

新川久美子

鹿児島県曽於郡大崎町永吉711番地

登記名義人 小原美代子(持分21分の2) 法定相続人

小原慶喜(持分21分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原喜美夫(持分42分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原直(持分42分の1)

福岡県糟屋郡新宮町大字下府411番地4

登記名義人 三枝榮一(持分21分の2)

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

登記名義人 三枝茂(持分21分の2)

愛知県豊田市美里五丁目16番地の11

登記名義人 三枝高(持分21分の2)

東京都練馬区豊玉中一丁目5番9号

登記名義人 脇都子(持分21分の2)

愛知県豊田市西田町大風9番地3

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

日本政策金融公庫鹿児島支店

鹿児島市名山町1番26号

三枝榮一持分仮差押(平成3年12月19日第2795号)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年5月22日

鹿児島県収用委員会告示第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成24年6月8日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称
 - 鹿児島市
- 2 事業の種類

鹿児島都市計画道路事業3・4・90号宇宿広木線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

		地	目	全体の地積 (㎡)		収用しようとする
土地の所在	地番	公簿	現況	公 簿	実 測	土地の面積 (m²)
鹿児島県鹿児島	5358番口	宅地	宅地	469. 42	2, 586. 98	455. 28
市田上町						

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

登記名義人 三枝シヅ(持分21分の7) 法定相続人

小原喜美夫(持分30分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原直(持分30分の1)

福岡県糟屋郡新宮町大字下府411番地4

三枝榮一(持分15分の1)

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

三枝茂(持分15分の1)

愛知県豊田市美里五丁目16番地の11

三枝高(持分15分の1)

東京都練馬区豊玉中一丁目5番9号

脇都子(持分15分の1)

愛知県豊田市西田町大風9番地3

登記名義人 三枝實(持分21分の2) 法定相続人

三枝小代子(持分21分の1)

鹿児島県鹿児島市中町8番9号(サイノビル401号)

三枝修(持分21分の1)

愛知県岡崎市真伝一丁目1番地5

登記名義人 新川ミツ子(持分21分の2)

鹿児島県曽於郡大崎町永吉711番地

上記成年後見人

新川久美子

鹿児島県曽於郡大崎町永吉711番地

登記名義人 小原美代子(持分21分の2) 法定相続人

小原慶喜(持分21分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原喜美夫(持分42分の1)

福岡県筑紫野市美しが丘南五丁目7番地12

小原直(持分42分の1)

福岡県糟屋郡新宮町大字下府411番地4

登記名義人 三枝榮一(持分21分の2)

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

登記名義人 三枝茂 (持分21分の2)

愛知県豊田市美里五丁目16番地の11

登記名義人 三枝高(持分21分の2)

東京都練馬区豊玉中一丁目5番9号

登記名義人 脇都子(持分21分の2)

愛知県豊田市西田町大風9番地3

又は

三枝榮一

鹿児島県鹿児島市田上町5358番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名,住所及びその権利の種類

日本政策金融公庫鹿児島支店

鹿児島市名山町1番26号

三枝榮一持分仮差押(平成3年12月19日第2795号)

鹿児島市

鹿児島市山下町11番1号

三枝シヅ持分参加差押(平成13年7月4日第19496号)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年5月22日

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第24-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について,漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により,次のとおり指示する。

平成24年6月8日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 田畑浩

1 定義

- (1) この指示においてソデイカはえ縄漁業(以下「はえ縄漁業」という。)とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業(以下「旗流し漁業」という。)とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを一単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- 2 操業の承認

奄美大島海区において,はえ縄漁業を操業しようとする者は,別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により,使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は,原則として鹿児島県に住所を有する者であって,委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合
- 5 操業期間の制限

はえ縄漁業及び旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

はえ縄漁業及び旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) はえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、一隻当たり350針以内とする。
- (2) 旗流し漁業で使用する旗等の数は、最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、操業時の旗等の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗等の数も同数以下とする。
- (3) 旗流し漁業で使用する旗等の数は、最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、操業時の旗等の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本

以内とし, 使用する旗等の数も同数以下とする。

7 操業区域の制限

はえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備え付け義務

はえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員 会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

はえ縄漁業及び旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整 上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取り消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデ イカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるも のとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までとする。

正誤

平成24年3月30日付け鹿児島県公報第2790号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から23行目	15.8~38.4	6.4~27.3